証券コード　9059
2020年６月9日

株　主　各　位

東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号
カンダホールディングス株式会社
代表取締役社長　　原　島　藤　壽

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第107回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から本株主総会につきましては、当日ご出席に代えて、事前に書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2020年６月24日（水曜日）午後５時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
２．場　　所　東京都千代田区大手町一丁目４番１号
ＫＫＲホテル東京　11階　孔雀の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

●新型コロナウイルス感染予防のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただいております。状況によりましてはご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承いただきたくお願い申しあげます。また、来場される株主の皆様には必ずマスクの着用をお願い申しあげます。
●株主総会当日にご出席いただいた株主様に、お土産（図書カード）をご用意しておりましたが、本年より、諸般の事情により廃止させていただくことになりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

３．目的事項
報告事項
１．第107期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第107期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知提供書面のうち「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知提供書面に記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
＜当社ウェブサイト　https://kanda-web.co.jp/＞

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時35分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時35分到着分まで

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年６月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２・４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第107期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金12円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は129,154,632円となります。

なお、中間配当金として１株当たり12円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり24円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月26日といたします。

第２号議案　取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役勝又一俊氏が辞任されますので、新たに経営体制および営業力の一層の強化を図るため取締役１名の選任をお願いするものであります。取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの半数を占める人事諮問員会の答申を経ております。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※ 中谷　智（なかたに　さとし） （1964年５月28日生）	1987年４月　㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 2010年４月　同行岡崎法人営業部長 2012年４月　同行高円寺法人営業部長 2014年４月　同行名古屋法人営業第二部長 2016年４月　同行日比谷法人営業第二部長 2018年４月　同行理事　東日本第五法人営業本部長 2020年５月　カンダコーポレーション㈱常務取締役（現任） 2020年５月　当社営業副本部長（現任）	― 株
（取締役候補者とした理由） 候補者は、現在当社子会社のカンダコーポレーション㈱の常務取締役であります。前職の㈱三井住友銀行において長く法人営業にかかわる要職を歴任し、その間に培った営業とマネジメントに関する豊富な経験を有しており、人格、見識とも優れていることから、当社グループの総合力の強化に貢献していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。なお、候補者が取締役に選任された場合には、常務取締役に就任する予定です。		

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
　　２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役土屋ミチ子氏、真下芳隆氏、太子堂厚子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	土屋ミチ子（つちやみちこ） （1960年６月５日生）	1984年６月　神田運送㈱（現 当社）入社 1998年３月　経理部経理課主任 2005年２月　同課課長 2011年２月　同課次長 2016年５月　㈱ペガサスグローバルエクスプレス取締役管理本部長 2019年６月　当社常勤監査役（現任）	12,900株
	（監査役候補者とした理由） 候補者は、当社の経理部において長年決算実務に従事した後、㈱ペガサスグローバルエクスプレスの取締役管理本部長を経て、昨年当社の常勤監査役に就任いたしました。経理・財務に関する知識のみならず、当社の健全かつ適切な運営に必要となる知識・経験を有しており、引き続き常勤監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し監査役候補者といたしました。		
2	真下芳隆（ましもよしたか） （1942年４月17日生）	1966年４月　東洋高圧工業㈱（現 三井化学㈱）入社 1982年８月　㈱すみれ代表取締役社長（現任） 2012年６月　当社社外監査役（現任） 2014年５月　丸伊運輸㈱社外監査役（現任） 〔重要な兼職状況〕 ㈱すみれ代表取締役社長 丸伊運輸㈱社外監査役	― 株
	（社外監査役候補者とした理由） 候補者は、現在当社の社外監査役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって８年になります。経営者としての長年の経験に加え、物流コンサルタントとしての幅広い見識を基盤に、監査役の職務を適切に遂行されております。当社の経営監視体制の一層の強化のため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し社外監査役候補者といたしました。なお、候補者は当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、㈱東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	太子堂厚子（たいしどうあつこ） （1975年７月3日生）	2001年10月　弁護士登録（東京弁護士会）森総合法律事務所 （現 森・濱田松本法律事務所）入所 2010年１月　同法律事務所パートナー（現任） 2015年６月　当社社外監査役（現任） 2018年６月　㈱ジュピターテレコム社外監査役（現任） 2019年４月　ピジョン㈱社外監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 森・濱田松本法律事務所パートナー ㈱ジュピターテレコム社外監査役 ピジョン㈱社外監査役	― 株
	（社外監査役候補者とした理由） 候補者は、現在当社の社外監査役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって５年になります。弁護士としての豊富な経験と幅広い見識をもって、監査役としての職務を適切に遂行されております。候補者は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し社外監査役候補者といたしました。なお、候補者は当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立性の高い社外監査役であります。		

（注）１．当社は、真下芳隆氏が経営する㈱すみれおよび同氏が社外監査役に就任している丸伊運輸㈱との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、太子堂厚子氏が所属する法律事務所および同氏が社外監査役に就任している㈱ジュピターテレコム、ピジョン㈱との間ににには、特別の利害関係はありません。

３．当社は、土屋ミチ子氏、真下芳隆氏および太子堂厚子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に関する損害賠償責任に関し、定款第39条により法令が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。３氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。

４．真下芳隆氏および太子堂厚子氏は、社外監査役候補であります。

５．土屋ミチ子氏、真下芳隆氏および太子堂厚子氏の３氏が当社の監査役として在任中の本年１月、監査役会監査の過程にて、当社の前専務取締役が代表取締役を務める当社子会社２社において、同人による接待交際費の不正受給の疑義を認識し、緊急に設置した特別調査委員会の調査により不正行為が明らかとなりました。監査役および監査役会は、平素より法令および社内ルール遵守の観点から、取締役の職務執行の適正性を確保するための助言・提言を行っておりました。また、本件発生後の再発防止策の策定について助言し、その取組みについて確認いたしました。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役勝又一俊氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
勝　又　一　俊	2005年６月　当社常務取締役 2007年６月　代表取締役社長 2019年４月　取締役相談役（現任）

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日、以下「当期」という。）におけるわが国経済は、米中貿易摩擦を中心とした貿易に関する保護主義の影響が顕在化したことによる世界経済の減速等の影響を受け、輸出や製造業が弱含むなか、相次ぐ台風・豪雨などの自然災害や、消費税増税後の個人消費の冷え込み等により、下半期を中心に低迷いたしました。さらには新型コロナウイルスの感染拡大により、第４四半期は世界・日本経済双方が大きく影響を受けることとなりました。

物流業界におきましては、貨物輸送量が減少傾向にあり、さらにドライバーを中心とした労働力の慢性的な不足の中、「働き方改革関連法」の施行により有給休暇５日取得の義務化、残業時間の上限規制の適用に加え、労働力の不足感が一段と強まり厳しい状況で推移しております。

このような状況の中、当社グループでは、当期が中期経営計画の初年度であり、掲げたグループ経営方針「業績改善と収益向上」、「人材確保・育成」、「アライアンス構築」、「グループ内整備・強化」、「先端技術導入」に取り組むと共に、当期の経営方針である「独立自尊の経営」をグループ各社に浸透させるべく活動してまいりました。特に適正料金の収受による利益の確保、利益率の向上と収益構造の改善に取組み、国内物流部門の業績は比較的堅調に推移しましたが、国際物流部門につきましては、米中貿易摩擦等による世界的な設備投資・生産活動が停滞した中、新型コロナウイルス感染拡大による世界経済縮小で取扱貨物量が減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、43,736百万円（前期比0.4％増）となり、営業利益は1,744百万円（前期比11.3％増）、経常利益は1,725百万円（前期比11.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,063百万円（前期比34.6％増）となりました。

セグメント別の営業収益の状況は次のとおりです。

事業別	営業収益	構成比	前期比
	百万円	%	%
貨物自動車運送事業	33,181	75.9	103.9
国際物流事業	9,511	21.7	89.4
不動産賃貸事業	876	2.0	104.6
その他事業	167	0.4	95.9
合計	43,736	100	100.4

(注)営業収益には、セグメント間の内部収益および振替高を含んでおりません。

② 設備投資の状況

設備投資の総額は、1,221百万円であります。この主なものとして、建物及び構築物46百万円、機械装置及び車輌運搬具632百万円、工具、器具及び備品430百万円、ソフトウェア96百万円の設備投資をいたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、建設資金、その他の増資、社債発行費等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年11月1日付で100%出資子会社、カンダリテールサポート株式会社およびカンダビズパートナー株式会社を設立しております。

(2) 直前３連結会計年度の財産および損益の状況

項目 ＼ 期別	第104期 (2016年度)	第105期 (2017年度)	第106期 (2018年度)	第107期 (当連結会計年度) (2019年度)
営業収益（百万円）	39,171	40,926	43,583	43,736
経常利益（百万円）	1,712	1,813	1,546	1,725
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	975	1,066	790	1,063
１株当たり当期純利益（円）	90.63	99.10	73.41	98.84
総資産（百万円）	36,441	39,384	39,487	39,562
純資産（百万円）	15,531	16,477	17,003	17,798
１株当たり純資産額（円）	1,440.20	1,526.31	1,575.11	1,650.12

⑶　重要な親会社および子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
カンダコーポレーション株式会社	100百万円	100.0%	運送事業
株式会社カンダコアテクノ	80	100.0	運送事業
カンダリテールサポート株式会社	10	100.0	運送事業・警備業
株式会社ペガサスグローバルエクスプレス	330	98.3 (100.0)	国際宅配便事業
株式会社モリコー	30	99.0	荷物梱包保管業
株式会社ロジメディカル	30	0.0 (100.0)	運送事業
カンダ物流株式会社	80	0.0 (100.0)	運送事業
株式会社レキスト	88	0.0 (100.0)	荷物梱包保管業
ニュースターライン株式会社	30	85.0 (100.0)	利用運送業（外航海運）
株式会社ジェイピーエル	10	0.0 (100.0)	荷物梱包保管業
神田ファイナンス株式会社	20	100.0	リース業
関西配送株式会社	9	0.0 (100.0)	運送事業

（注）1．当社の議決権比率欄の（　）内は、間接所有を含めた割合であります。

2．カンダリテールサポート株式会社は、2020年４月１日付で事業を開始し、資本金を80百万円に増資しております。

⑷　対処すべき課題

①　今後のわが国経済状況は、世界規模で新型コロナウイルス感染の拡大が続く中、国内では全国に緊急事態宣言が発令され、休業要請、外出自粛要請など感染防止対策が経済に及ぼすマイナス影響はさらに大きくなり、非常事態の収束時期も不透明なことから、予断を許さない状況が続くものと思われます。

物流業界におきましても、取扱貨物量の減少、ドライバー等人手不足、更に規制緩和による競争激化、安全規制の強化、環境問題への対応等取り巻く経営環境は依然、厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画の経営戦略に基づき、新規業務の獲得、業績改善運動および収益構造の改善に引き続き取組むほか、M＆Aや物流現場に先端技術を導入していくことについても積極的に検討し取組んでまいります。未曾有のコロナウイルス感染禍にあり、当社グループは、従業員の健康・感染予防等に十分配慮しながら、全社一丸となって物流の使命を果たしてまいる所存です。

なお、通期の業績予想につきましては、現時点では業績に与える影響を合理的に算定することが困難でありますことから、未定とさせていただきます。業績予想の開示が可能となった段階で速やかに公表いたします。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

②　本年１月24日、取締役の職務の執行状況に関する監査役会監査の過程において発覚した疑惑を端緒として、当社の社外取締役、社外監査役、外部の弁護士で構成する特別調査委員会を設置し調査した結果、当社の前専務取締役が、同人が代表取締役を務める当社子会社２社において不適切な接待交際費の立替精算を行っていた事実が発覚しました。特別調査委員会の調査報告書の概要につきましては、既に東京証券取引所および当社ホームページに開示（2020年2月13日付）をいたしております。不適切な接待交際費の立替精算額は総額で32.6百万円（十万円以下切り捨て表記）でありましたが、前専務取締役からその全額の返還について確約を取り付け、既に一部（10百万円）については回収済みであり、残額につきましても回収の目途はついております。株主の皆様、お客様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。なお、当社は特別調査委員会による再発防止策の提言を受け、具体的な再発防止策を策定するとともに、その運用をすでに開始しております。コンプライアンス意識の再徹底、内部管理態勢の強化など、引き続き当社グループ全社を挙げて再発防止に取組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社および子会社で構成され、貨物自動車運送事業および国際物流事業、不動産の賃貸ならびに管理事業を主な事業としております。

⑹ **主要な営業所**（2020年３月31日現在）

カンダホールディングス株式会社	（本社）	東京都千代田区
カンダコーポレーション株式会社	（本社） 東京都： 埼玉県： 栃木県： 群馬県： 千葉県： 愛知県： 大阪府： 宮城県：	東京都千代田区 有明営業所、東京ＣＳセンター 辰巳営業所 岩槻営業所、熊谷営業所、三郷センター 久喜菖蒲センター 足利中央営業所、小山協同センター 北関東物流センター、北関東ＣＳセンター 東金センター、八千代センター、野田センター 小牧営業所、東海ＣＳセンター 関西ＣＳセンター 南東北物流センター
株式会社カンダコアテクノ	（本社） 東京都： 神奈川県： 埼玉県：	東京都千代田区 江東センター、浮間文書保管倉庫 座間センター ロジテクノセンター、久喜物流センター、 ＭＰ三郷センター、ＭＰ加須センター
株式会社ﾍﾟｶﾞｻｽｸﾞﾛｰﾊﾞﾙｴｸｽﾌﾟﾚｽ	（本社）	東京都江東区
株式会社モリコー	（本社）	大阪府東大阪市
株式会社ロジメディカル	（本社）	埼玉県加須市
カンダ物流株式会社	（本社）	群馬県邑楽郡邑楽町
株式会社レキスト	（本社）	東京都千代田区
ニュースターライン株式会社	（本社）	愛知県名古屋市
株式会社ジェイピーエル	（本社）	東京都文京区
関西配送株式会社	（本社）	大阪府東大阪市
神協運輸株式会社	（本社）	東京都北区
埼玉配送株式会社	（本社）	埼玉県春日部市
株式会社名岐物流サービス	（本社）	愛知県小牧市
ヤマナシ流通株式会社	（本社）	山梨県甲府市
株式会社アサクラ	（本社）	埼玉県川口市

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,280（734）名	20名減（16名増）

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37（2）名	３名増（－）	47.3歳	12.7年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。当社の使用人数は、管理部門要員として事業会社からの出向者で構成されています。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,759百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,003
株式会社みずほ銀行	829

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

①子会社のカンダコーポレーション株式会社は、カンダリテールサポート株式会社（2019年11月1日設立・当社100％出資）に対し、2020年４月1日付で吸収分割方式により警備輸送事業を譲渡いたしました。

②カンダビズパートナー株式会社（2020年11月１日設立・当社100％出資）は、2020年４月１日付で当社および当社グループ会社の事務代行事業を開始いたしました。

③子会社の株式会社レキストと株式会社オービーエスとは、2020年４月１日付で株式会社レキストを存続会社して合併し、株式会社オービーエスは消滅いたしました。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　38,000,000株
② 発行済株式の総数　11,654,360株
③ 株主数　5,182名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社原島不動産	3,945千株	36.65%
カンダ従業員持株会	513	4.76
株式会社三井住友銀行	409	3.80
カンダ共栄会	353	3.28
原島藤壽	349	3.24
株式会社原島本店	348	3.23
原島恭子	327	3.03
高橋彰子	223	2.07
三菱ふそうトラック・バス株式会社	133	1.23
東京日野自動車株式会社	122	1.13

（注）１．当社は自己株式891千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
２．持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	原島藤壽	カンダコーポレーション㈱代表取締役社長
専務取締役	山嵜唯	㈱カンダコアテクノ代表取締役社長、㈱レキスト代表取締役社長、㈱オービーエス代表取締役社長、カンダ物流㈱代表取締役会長、カンダコーポレーション㈱専務取締役
取締役	江文順一	管理本部長、人事部長、品質安全管理室長、グループ会社統括室長、㈱神田エンタープライズ代表取締役社長、カンダビズパートナー㈱代表取締役社長
取締役相談役	勝又一俊	
取締役	加藤俊彦	一橋大学大学院経営管理研究科教授
取締役	中田信哉	神奈川大学名誉教授
常勤監査役	土屋ミチ子	
監査役	真下芳隆	㈱すみれ代表取締役社長、丸伊運輸㈱社外監査役
監査役	太子堂厚子	森・濱田松本法律事務所パートナー ㈱ジュピターテレコム社外監査役、ピジョン㈱社外監査役

（注）１．取締役加藤俊彦氏および取締役中田信哉氏は、社外取締役であります。

２．監査役真下芳隆氏および監査役太子堂厚子氏は、社外監査役であります。

３．2019年6月26日開催の第106回定時株主総会において土屋ミチ子氏が監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後に開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。同氏は、長年当社の経理部に在籍し、㈱ペガサスグローバルエクスプレスの取締役管理本部長に就任した経験があり、財務および会計、法務等管理部門全般に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、社外取締役加藤俊彦氏、社外取締役中田信哉氏、社外監査役真下芳隆氏の３名を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、㈱東京証券取引所に届出ております。

５．当事業年度中の重要な兼職の異動について

①代表取締役社長原島藤壽氏は、2020年１月31日付でカンダコーポレーション㈱の代表取締役社長に就任しました。

②専務取締役山嵜唯氏は、2020年１月31日付で㈱カンダコアテクノ、㈱レキスト、㈱オービーエス各社の代表取締役社長に就任しました。また、2020年３月31日付でカンダ物流㈱の代表取締役会長を辞任により退任しました。

③取締役江文順一氏は、2019年11月１日付でカンダビズパートナー㈱の代表取締役社長に就任しました。
④社外監査役太子堂厚子氏は、2019年４月25日付でピジョン㈱の社外監査役に就任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（社外取締役含む）であります勝又一俊氏、加藤俊彦氏、中田信哉氏の３名および監査役であります土屋ミチ子氏、真下芳隆氏、太子堂厚子氏の３名との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 事業年度中に退任した役員

2019年４月５日、取締役相談役原島望泰氏は逝去され取締役を退任いたしました。

2019年６月26日をもって監査役菅原洋利氏は辞任により退任いたしました。

2020年１月31日をもって専務取締役吉田稔氏は、辞任により退任いたしました。なお、同氏は退任時において兼職していたカンダコーポレーション㈱、㈱カンダコアテクノ、㈱レキスト、㈱オービーエス各社の代表取締役社長についても同時に辞任により退任いたしました。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (2)	118百万円 (8)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	19 (8)
合計 （うち社外役員）	12 (4)	138 (17)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12百万円（取締役10百万円、監査役１百万円）を含んでおります。
３．取締役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第93回定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第93回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役加藤俊彦氏は、一橋大学大学院経営管理研究科の教授であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

・取締役中田信哉氏は、神奈川大学の名誉教授であります。当社と神奈川大学との間には、特別の関係はありません。

・監査役真下芳隆氏は、㈱すみれの代表取締役社長および丸伊運輸㈱の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

・監査役太子堂厚子氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー、㈱ジュピターテレコムおよびピジョン㈱の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役加藤俊彦	14回	100%	—	—
取締役中田信哉	14回	100%	—	—
監査役真下芳隆	13回	93%	16回	100%
監査役太子堂厚子	11回	79%	14回	88%

・上記のほかに書面による取締役会決議が４回行われております。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役加藤俊彦氏は、経営学を研究分野とする大学教授としての見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役中田信哉氏は、現在は神奈川大学の名誉教授でありますが、専門とする流通・物流の分野に造詣が深く、その見地から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役真下芳隆氏は、取締役会において、主に法令や定款の遵守に係る見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役太子堂厚子氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

・対処すべき課題（13頁）に記載のとおり、当事業年度において当社の前専務取締役の当社子会社２社における、不適切な接待交際費の立替精算の事実が発覚しておりますが、上記社外役員４名は、平素より取締役会（社外監査役は取締役会および監査役会）を通じて、取締役の職務執行の適正性を確保するための助言・提言を行っておりました。また、前記不正の疑義の発覚後、社外役員４名は2020年１月24日に設置した特別調査委員会の委員（社外監査役太子堂厚子氏は委員長）に就任し、全容解明および原因究明のための調査を実施するとともに、再発防止策の提言を行いました。

⑷　会計監査人に関する事項

①　会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

②　報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

43百万円

ロ．当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ.の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係者からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討した結果、妥当性があると判断し同意しました。

③　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、「収益認識基準の導入に関するアドバイザリー業務」を委託し対価を支払っております。

④　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸　業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

１.業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

①　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」）の取締役および使用人が企業倫理や社会的責任を果たし、法令および定款に適合した職務を果たすために、コンプライアンス行動基準とそれを具体化したコンプライアンスマニュアルを策定し、当社グループの取締役および使用人に対し周知徹底を図る。

ロ．当社は、コンプライアンスを確実に実行させるために、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築および運用を行う。

ハ．当社は、社内通報制度や相談窓口を設け、当社グループにおける不正事件や不祥事を未然に防止するとともに、当社グループの取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図る。

ニ．当社は、当社グループが社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。また、当社グループにおいて、不当要求が発生した場合の対応統括部署は当社総務部とし、不当要求防止責任者は総務部長とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．当社の取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等に基づき、適切に保存および管理を行う。

ロ．当社の取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、常勤監査役の監査を受ける。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、当社グループのリスク管理体制を推進するために、リスク回避に関する規定をまとめた「危機管理マニュアル」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。

ロ．当社グループはそれぞれの事業に関するリスクの管理を行い、営業部門並びに管理部門の長は、定期的にリスク管理の状況を当社の取締役会に報告する。

ハ．常勤監査役および監査室は、定期的にリスク管理の状況を監査する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社取締役会の決定に基づき、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われるように、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続について定める。

ロ．当社の取締役会は経営理念の下に、当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会が実績管理を行う。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．当社グループは、共通の経営理念、コンプライアンス行動基準、コンプライアンスマニュアル、グループ会社管理規程、職務権限規程の下、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

ロ．当社のグループ会社統括室は、定められたグループ会社管理規程に基づき、当社グループ会社に対する適切な経営管理を行う。

ハ．当社グループ会社に対しては、監査室と常勤監査役が連携をとり、定期的に監査を実施し、その結果を社長および関係する営業部門並びに管理部門の責任者に報告する。重要な事項については取締役会に報告する。

ニ．当社グループ会社の社長は、毎月1回開催する「月次会議」において、当社の社長ほか関係取締役および常勤監査役に対し、前月の決算状況のほか職務執行に係る事項を報告する。また当社グループ会社において重要な事象が発生した場合には、グループ会社統括室長に報告するとともに、事象の重大性に応じて経営会議あるいは取締役会に報告する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人の設置を監査役が求めた場合は、監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。

⑦　補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の任命、解任、人事異動については、監査役会の事前の同意を得た上で決定することとし取締役からの独立性を確保する。

⑧　監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該監査役の職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動･評価･懲戒等の人事事項については監査役会の同意を得た上で実施する。

⑨　取締役および使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制

イ．当社の取締役および使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役および使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、当社グループの取締役および使用人等による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。また、当社グループ会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者についても、上記の事態が生じたときには当社の監査役に同様に報告する。

ロ．営業部門並びに管理部門を統括する取締役は、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について、当社監査役に報告する。

ハ．当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告する。

⑩　監査役への報告および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告・相談を行った当社の取締役および使用人並びに当グループ会社の取締役、監査役および使用人に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いの禁止を「内部通報制度管理規程」に明記し、当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役の職務の執行に協力し監査の実効を担保するため、毎年、監査費用の予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社グループの取締役および使用人は、当社の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

ロ．当社の監査役は代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑬　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性の確保に努める。

２.業務の適正を確保するための体制の運用状況

①　取締役および使用人の職務執行について

コンプライアンス行動基準とそれを具体化したコンプライアンスマニュアルを策定しており、当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務執行については、社内研修および職場巡回指導の機会に、コンプライアンスマニュアルを通して公正かつ誠実な行動をとるよう周知徹底を図ってまいりました。また、コンプライアンス委員会を設置しており、内部通報制度とともに、不祥事につながる情報の収集と、速やかな是正措置を講じる体制を整備しております。なお、今期は、内部通報制度の活性化を目的に、内部通報の窓口情報を記載した「コンプライアンスカード」を作成し、全ての取締役および従業員に配布いたしました。反社会的勢力・団体との取引関係排除その他一切の関係を持たない体制として、当社は、不当要求防止責任者を選任し、当社および当社グループ各社に啓蒙を行う一方、弁護士や外部専門機関との関係を築き、研修会への出席やインターネットを介して関連情報の収集等に努めました。

② 監査室による内部監査の実施状況

内部監査規定に基づき、当社および当社グループ各社の事業所、部署に対し、労務管理、運行管理、職場環境その他、コンプライアンスの遵守状況について、年１回の監査室による内部監査を実施しました。監査結果は監査役と共有し、当社社長をはじめ取締役に報告しました。

③ 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べるとともに、監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行っております。常勤監査役は、取締役会に準じる経営会議の他、営業案件等について検討する役員検討会、営業部門毎に毎月開催される月次会議に出席し、監査役会を通じて社外監査役と情報共有を行っております。なお、内部監査を担当する監査室との連携をとり、必要に応じて実地調査を行っております。また、社外監査役は、社外取締役との情報連絡会を開催し、社外役員のみによる情報共有を行っております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,324**	**流動負債**	**12,448**
現金及び預金	3,682	支払手形及び営業未払金	3,201
受託現金	3,023	短期借入金	3,122
受取手形及び営業未収金	4,832	リース債務	344
たな卸資産	72	未払金	629
前払費用	318	未払費用	534
リース投資資産	1,072	未払法人税等	357
その他	332	未払消費税等	695
貸倒引当金	△10	前受金	138
固定資産	**26,238**	預り金	3,087
有形固定資産	**22,078**	賞与引当金	278
建物及び構築物	9,433	その他の引当金	51
機械装置及び運搬具	1,380	その他	7
工具、器具及び備品	868	**固定負債**	**9,315**
土地	10,053	長期借入金	5,512
リース資産	341	リース債務	1,036
無形固定資産	**669**	繰延税金負債	947
のれん	23	役員退職慰労引当金	238
ソフトウェア	341	退職給付に係る負債	935
電話加入権	29	資産除去債務	36
その他	274	預り保証金	608
投資その他の資産	**3,490**	その他	0
投資有価証券	1,187	**負債合計**	**21,764**
長期貸付金	43	**純資産の部**	
破産更生債権等	4	**株主資本**	**17,387**
長期前払費用	5	**資本金**	**1,772**
繰延税金資産	505	**資本剰余金**	**1,629**
差入保証金	1,580	**利益剰余金**	**14,316**
その他	167	**自己株式**	**△330**
貸倒引当金	△4	**その他の包括利益累計額**	**372**
		その他有価証券評価差額金	**409**
		為替換算調整勘定	**△23**
		退職給付に係る調整累計額	**△13**
		非支配株主持分	**38**
		純資産合計	**17,798**
資産合計	**39,562**	**負債・純資産合計**	**39,562**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**43,736**
営業原価		**39,877**
営業総利益		**3,859**
販売費及び一般管理費		**2,115**
営業利益		**1,744**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	29	
受取保険金	18	
受取還付金	42	
保育園運営収益	36	
受取弁済金	30	
役員退職慰労引当金取崩額	28	
その他	56	**245**
営業外費用		
支払利息	81	
保育園運営費用	54	
損害賠償費用	61	
為替差損	52	
その他	14	**264**
経常利益		**1,725**
特別利益		
固定資産売却益	27	
補助金収入	45	
その他	1	**73**
特別損失		
固定資産除却及び売却損	7	
減損損失	18	
固定資産解体撤去費用	28	
その他	3	**58**
税金等調整前当期純利益		**1,740**
法人税、住民税及び事業税	662	
法人税等調整額	13	**676**
当期純利益		**1,064**
非支配株主に帰属する当期純利益		**0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,063**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,772	1,629	13,510	△330	16,581
当期変動額					
剰余金の配当			△258		△258
親会社株主に帰属する当期純利益			1,063		1,063
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	805	△0	805
当期末残高	1,772	1,629	14,316	△330	17,387

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	383	△8	△4	370	50	17,003
当期変動額						
剰余金の配当						△258
親会社株主に帰属する当期純利益						1,063
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25	△14	△9	1	△12	△10
当期変動額合計	25	△14	△9	1	△12	794
当期末残高	409	△23	△13	372	38	17,798

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,052**	**流動負債**	**3,251**
現金及び預金	154	営業未払金	102
営業未収金	42	短期借入金	2,665
貯蔵品	1	リース債務	137
前払費用	65	未払金	84
関係会社短期貸付金	1,774	未払費用	7
その他	12	未払法人税等	15
固定資産	**22,181**	未払消費税等	144
有形固定資産	**17,349**	前受金	86
建物	8,104	預り金	5
構築物	299	その他	1
機械及び装置	198	**固定負債**	**7,501**
工具、器具及び備品	10	長期借入金	5,501
土地	7,966	リース債務	732
リース資産	768	役員退職慰労引当金	114
無形固定資産	**183**	繰延税金負債	664
ソフトウェア	73	資産除去債務	28
電話加入権	16	預り保証金	460
水道施設利用権	1	**負債合計**	**10,752**
リース資産	63	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	26	**株主資本**	**13,072**
投資その他の資産	**4,648**	**資本金**	**1,772**
投資有価証券	1,010	**資本剰余金**	**1,627**
差入有価証券	113	資本準備金	1,627
関係会社株式	2,274	その他資本剰余金	0
出資金	0	**利益剰余金**	**10,002**
長期預け金	14	利益準備金	157
差入保証金	1,197	その他利益剰余金	9,844
その他	37	固定資産圧縮積立金	1,964
資産合計	**24,233**	別途積立金	4,465
		繰越利益剰余金	3,415
		自己株式	**△330**
		評価・換算差額等	**408**
		その他有価証券評価差額金	**408**
		純資産合計	**13,480**
		負債・純資産合計	**24,233**

損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
不動産賃貸収入	2,447	
経営管理料収入	557	
関係会社受取配当金	303	
その他の事業収入	92	**3,401**
営業原価		
不動産賃貸原価	1,421	
その他の事業費用	52	**1,474**
営業総利益		**1,926**
販売費及び一般管理費		**1,214**
営業利益		**712**
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	27	
保育園運営収益	36	
役員退職慰労引当金取崩額	28	
その他	16	**116**
営業外費用		
支払利息	66	
保育園運営費用	54	
その他	7	**129**
経常利益		**700**
特別利益		
補助金収入	45	**45**
特別損失		
固定資産除却及び売却損	5	
固定資産解体撤去費用	17	
その他	**1**	**23**
税引前当期純利益		**721**
法人税、住民税及び事業税	73	
法人税等調整額	57	**130**
当期純利益		**591**

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,772	1,627	0	1,627	157	2,035	4,465	3,011	9,669	△330	12,739
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△70		70	–		–
剰余金の配当								△129	△129		△129
剰余金の配当(中間配当金)								△129	△129		△129
当期純利益								591	591		591
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	–	–	–	–	–	△70	–	403	333	△0	333
当期末残高	1,772	1,627	0	1,627	157	1,964	4,465	3,415	10,002	△330	13,072

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	372	372	13,111
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			–
剰余金の配当			△129
剰余金の配当(中間配当金)			△129
当期純利益			591
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36	36	36
当期変動額合計	36	36	369
当期末残高	408	408	13,480

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

カンダホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 秋　山　茂　盛　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 大立目　克　哉　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、カンダホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カンダホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ

ると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

カンダホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 秋　山　茂　盛　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 大立目　克　哉　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、カンダホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関しては、監査役会の監査の過程において発覚した疑惑を端緒として、社外取締役、社外監査役、外部の弁護士により構成される特別調査委員会による調査の結果、事業報告13頁に記載のとおり、当社前専務取締役が、同人が代表取締役を務める当社子会社２社において不適切な接待交際費の立替精算を行っていた事実が発覚しました。
上記を除き、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、前記のとおり、当社前専務取締役による当社子会社２社における不適切な接待交際費の立替精算の事実が発覚しており、当該事象に対し、当社は特別調査委員会による再発防止策の提言を受け、具体的な再発防止策を策定するとともに、その運用を開始しております。監査役会としましては、当該再発防止策の実施状況を、継続的に監視し検証してまいります。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

カンダホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　土屋ミチ子　㊞

社外監査役　真下芳隆　㊞

社外監査役　太子堂厚子　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区大手町一丁目４番１号
ＫＫＲホテル東京　11階　孔雀の間
電話　03-3287-2921

（会場までの交通機関）
都営地下鉄三田線、新宿線：「神保町駅」下車Ａ９出口徒歩５分
東京メトロ東西線：「竹橋駅」下車大手町寄り３ｂ出口から専用通路すぐ
東京メトロ千代田線：「大手町駅」下車Ｃ２ｂ出口徒歩５分
ＪＲ「東京駅」（丸の内口）から車で５分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。